

# 埼玉の くらしと 社会保障

2018年10月1日発行 第270号(毎月1回発行)  
発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8

自治労連会館1階

電話048-865-0473 fax048-865-0483

「埼玉社保協」と検索下さい。ホームページあります

## 人間らしい普通の生活を

### 生活保護基準引下げ違憲訴訟第15回口頭弁論

9月12日、生活保護基準引下げ違憲訴訟第15回口頭弁論が、再引下げの大臣告示への怒りのなか、さいたま地裁で行われました。

浦和駅東西両口で40人近くの支援者がチラシを配布する中、連合埼玉小林孝徳副事務局長、埼労連伊藤稔議長の両名が労働団体を代表してマイクを握り、生活保護基準は様々な制度を下支えしている基準であり、引下げはすべての人の「生活の底下げ」をもたらし、貧困を拡大し、国民を窮乏化させると訴えました。原告の方々も、普通の生活ができない厳しい実態を語りました。

傍聴券を求め並んだ99人のうち、50数名が法廷に。

法廷内は今までと違い、原告、弁護団席は動く隙間もなく、被告席も満席、裁判官入場で開廷されました。

小林哲彦弁護士は、第36準備書面で計算方法を例示し、基準部会等での専門家の意見も踏まえ、引下げありきの政治的な意図・目的で行われたものであると断言。法8条2項「…必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって…」を考慮しなかったばかりか、「判断の過程および手続きに過誤・欠落がある」として、直ちに違憲・違法とされるべきと述べました。

小屋野匡弁護士は、第37準備書面で、貧困の概念を理解することは、保護基準の設定の在り方を検討する上でも、保護費削減による被害を正す上でも不可欠とした上で、絶対的貧困から相対的貧困概念に至る変遷を世界・日本での歴史的背景から説明。現在の基準が生存に必要な栄養すら十分に得られず、親戚、友人とのつきあいができない、人とのコミュニケーションや社会関係が希薄の状況であり、「あってはならない」絶対的貧困状態と述べました。

佐々木新一弁護士は、原告の中から19の意見陳述を第38準備書面として、被告席に向かって読みました。生活保護世帯の生活は最低限度の生活であって「健康で文化的な生活」とは言えず、基準の引下げは、その生活をいっそう窮乏させ、違憲・違法であると断じました。

全国民を窮乏化させる悪政を許さないと、先頭に立って闘っている原告の皆さんを支え励ましていける支援体制を強化しなければ、傍聴席で強く感じました。

(埼玉県生活と健康を守る会理事 本田 昭二)

## 「子育て、子ども医療、教育と行政の役割」

### 県政シンポジウム



9月8日(土)埼玉県県民健康センターにて、県政シンポジウム(民主県政の会主催)が開催され、議員などを含む80名が参加しました。

コーディネーターは柴田泰彦民主県政の会特別代表、パネリストは須田健治前新座市長、白鳥勲彩の国子ども・若者支援ネットワーク代表、金子貴美子埼玉県保育問題協議会事務局長の3名でした。

はじめに、柴田さんが県の現状と課題についての問題提起をし、続いて各パネリストから待機児童問題や国の幼児教育・保育無償化方針の問題と、経済的に困難をかかえた家庭の子どもたちに、教育を通じて暮らしを支える「アスポート学習支援員事業」の取り組みの報告があり、最後に18歳まで医療費無料制度を実現した新座市の取り組みと財政についての報告がありました。

参加者からは、たくさんの質問が各パネリストに寄せられました。

特に参加者の関心が集まったのが、新座市の「医療費無料制度」や「公立保育所の建替え」「普通教室のエアコン設置」「学校トイレ改修」についてでした。須田さんの発言の中で「登る道は違っても、同じ山に登っている。将来を担う子どもの環境をしっかりと整備することが行政の責任だ。」という言葉が心に残りました。

雇用と労働条件の悪化、非正規雇用の増加や所得の減少傾向などによる、子育て世代の格差の広がりや貧困の連鎖を断ち切り、若い人たちが安心して働き住続けられる魅力あふれる埼玉を創っていくために、これからも皆さんと力を合わせていきたいと思いました。

(埼玉県保育問題協議会 事務局長 金子 貴美子)

## 第26回埼玉社保学校 記念講演 「基礎から学ぶ社会保障…その概念と役割」

8月26日に開催しました埼玉社保学校で芝田英昭立教大学教授に講演いただきました内容の要旨を、先月号に引きつづきご紹介します。

### ◆所得再分配機能

所得再分配機能は、資本主義社会では生まれながらに不平等であり、賃金もバラバラなため、それを是正する機能です。社会保険では、分配は保険料を徴収と給付によって行なわれますが、保険料は月収を標準報酬月額に当てはめて計算し、標準報酬月額には上限があります。結果的に、所得が高い人ほど保険料負担が軽くなります。極めて逆進的です。

再分配には、所得の高い人から所得の低い人へ分配する「垂直的再分配」と、同じくらいの所得の間で分配する「水平的再分配」があります。「垂直的再分配」が本来求められる仕組みですが、日本は税のフラット化により、高額所得者はあまり税金を取られない仕組みとなっており、「水平的再分配」になっていることが問題です。例えば、1億円超の所得の人の場合、株式による所得が多く、税金が2割しかかからない分離課税のため、税負担が少なくなります。

経済学者のトマ・ピケティは、「所得は常に労働所得と資本所得の和となる」、「この二要素が不平等に分配されれば、それだけ全体の格差も大きくなる」、「資本の格差が、労働所得の格差よりも常に大きいということだ」、「労働所得分布の上位10パーセントが、通常は労働所得の25～30パーセントを稼いでいるのに対して、資本所得分布の上位10パーセントは、常に全ての富の50パーセント以上(社会によっては90パーセント)を所有している」と指摘し、資本所得から労働所得への再分配を求めています。

### ◆経済安定機能

経済安定機能は、社会保障が不十分では、個人に解決が求められ、消費性向が落ち、事業主も資本を本業に回せなくなるので、経済安定のためには社会保障制度の確立が必要だということです。また、社会保障制度の確立によって雇用を創出することもできます。

### ◆日本国憲法の成立と社会保障

日本国憲法と社会保障については、憲法25条が基礎とされていますが、GHQの憲法草案には25条にあたる条文はなく、当時の社会党議員が提案し、国会審議で追加が決定された条文です。日本には、国民の福祉に国が責任を負うという観念がなかったため、憲法にうたっておく必要があると考えたそうです。また、憲法25条は「生存権」だけでなく、「健康権」、「生活権」、「文化

権」といった、幅広い人権も保障しています。

法の下での平等を定めている憲法14条は、「機会の平等」ではなく「結果の平等」を求めているということが指摘されました。「機会の平等」では格差が生まれ、その格差を縮めることにより、「結果の平等」を求めるべきだということです。

個人の尊重を定めている第13条は、利己主義ではなく、個々人の命、権利を尊重するということであり、個人の「尊厳」を認めるものです。

財産権について定めている第29条は、生活保護、年金、その他の社会保障給付も含むものです。2項で「公共の福祉」に適合するようにという制約がありますが、社会保障給付制度の切り下げを行なう場合、国がその妥当性を証明する必要があるということが指摘されました。

### ◆地域共生社会と社会保障概念の矮小化

近年、「地域共生社会」という言葉が使われるようになりましたが、それは他者との共存とは異なる概念です。



2017年2月7日、厚生労働省内部の会議体である地域共生社会実現本部が「社会保障改革工程」を発表し、同日閣議決定しました。その「改革工程」の中に「社会保障」という言葉は4度しか出て来ず、それらも社会保障そのものについての言及ではありません。「社会保障」は、「公的支援制度」などの別の言葉に置き換えられ、敢えて使わないようにしています。

「社会保障」の位置づけは、「公的支援制度」としての説明で、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まって来たため、これに応える形で、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、人生における支援が必要となる典型的な要因を想定し、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、公的な支援制度が整備されたとしています。しかし、これは社会保障の成り立ちとしてはおかしく、様々な生活問題が起きると賃金だけで解決ができなくなり、社会保障が必要となるというのが社会保障の学問的概念だということが指摘されました。責任を「地域や家庭」に負わせるためにそのような説明を行っており、これは憲法25条の解釈改憲だと指摘されました。

◇次号につづく◇

(医療生協さいたま 小野 民外里)

# 第1回国保運営協議会開かれる

埼玉県国民健康保険運営協議会の2018年度第1回目の会議が、当初予定より1ヶ月ほど遅れ9月6日埼玉会館で開かれました。傍聴は一人でした。

運営委員会の委員はすべて任命制となっていて、今年度から新委員となり任期は2021年3月まで3年間で、2018年度は今後3回の運営委員会が計画され、現運営方針の見直しと毎年1月に示される納付金本算定について議論することが主な役割となっています。

開会挨拶で奥山県保健医療部副部長は「4月からの新制度は順調に推移している」と報告していましたが、私たちのキャラバン行動の調査では約半数の自治体が保険税額を上げています。住民の悲痛な声を是非聞いてほしいと思いました。



議題は、県の国保会計予算の説明と県国保運営方針の取り組みの報告が主なものでした。

県国保の予算は総額が6,268億5,856万9千円で、歳入は市町村国保からの納付金、国からの国庫支

出金、前期高齢者交付金、などで構成されています。

歳出は、市町村国保へ交付する保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金などです。

国は、法定外繰入を中止させる動きを強めています。今年1月に厚労省から「赤字解消計画」を3月までに提出するよう通達を出しています。埼玉県内では、2016年度決算をもとに県内では32市町村が対象となり、数値目標を記入した目標書を10自治体が国に提出したことが報告されました。残る22自治体には猶予として、定性的記載に留め2019年3月末までに数値目標を提出することになりました。しかし、来年の決算後には実施状況の報告書を提出しなければなりません。市町村国保は、法定外繰入の減額や中止しなければならないという圧力にさらされています。

このようなことから、私たちの運動を大きくひろげ県民世論が支える形で、市町村や県を励まし、法定外繰入を実施させることが重要な課題となっています。

## 2018年度第1回後期高齢者医療懇話会を傍聴して

9月4日に北浦和にある浦和合同庁舎で2018年度第1回埼玉県後期高齢者医療懇話会がありましたので、傍聴してきました。傍聴人は一人だけでした。

今回の議題は、委員の紹介とすでに改定された保険料の内容などについての説明が中心でした。決算の報告もなく特に議論すべき議題は準備されていませんでした。

安倍政権では、6月に閣議決定した「骨太方針2018」で後期高齢者医療の負担のあり方を見直すことを明記してあり、自己負担割合が現在は原則1割ですがこれを2割にする法令改正を求める議論が財務省や厚労省の審議会等で活発化しています。この動きが懇話会ではどのように議論されるか注目していましたがありませんでした。協会けんぽを代表する委員の方からは、国保からの加入される

方が増加傾向にあり、国保世帯の減少の要因としては後期高齢者医療へ移行する方が増えているだけではないと指摘していました。

これまでより引下げとなった2018・19年度の保険料は、均等割が41,700円に、所得割は7.86%で、一人当たり保険料額は当初年額3円引下げとされていましたが、この保険料率が7月に賦課された結果、実際には一人当たり保険料額は前より年額1,222円引下げとなる72,980円となっている事が報告されました。



10年前にスタートした時の後期高齢者医療の保険料との比較でも、均等割42,530円、所得割7.96%でしたから、それぞれ制度発足時よりは引下げられています。

全国的には、平均保険料額でみると埼玉は74,018円で高い順に9番目となっています。東京都が最も高く97,127円、秋田県が最も低く39,252円で、約2.5倍の格差となっています。

この他には、国が保険料軽減特例と高額療養費の改定を行ないましたが、この制度改正の説明が行なわれました。

### 第123回運営委員会のお知らせ

日時 11月29日(木)14時

場所 埼玉会館3B会議室

協議事項 総会に向けて その他

## 第46回中央社会保障学校in滋賀県に300人

第46回中央社会保障学校は、「憲法改悪許すな一  
国の責任で社会保障の拡充と財源の確保を」をテ  
ーマに滋賀県大津市に全国から約300人が集まり開  
催されました。埼玉からは、4団体7人が参加し  
ました。

9月6日の1日目の一つ目の講演は、同志社大学の  
浜矩子教授で「窒息死に向かう日本経済～政策が  
もたらす呼吸困難～」と題して、「アベノミクスで  
経済成長を訴えるのは、経済成長と一体的に軍事  
費を増やすことができるからであり、国民生活を  
豊かにするための政策としておこなっている訳で  
はない」と、アホノミクスと歯切れよく批判論証  
してくれました。

二つ目の講演は、佛教大学の武内一教授で、「憲  
法改悪許すな 9条、25条いかす政治を～スウェ  
ーデンから学ぶ～」と題して、日本とスウェー  
デンのデータ比較をしながら話してくれました。  
内容は、子どもたちのおかれている状況の違いを、  
教育、社会保障、保護者の労働環境などから分析  
したもので、小児科医としてスウェーデンでの研  
究生活をとおり感じたことも含め報告してくれま  
した。武内教授は「子どもの貧困は、政治的課題  
である」として国の責任による諸制度を充実する  
努力をしているスウェーデンと、親の責任とする  
日本の大きな違いを明らかにしてくれました。

7日の2日目は、子育てや福祉施策で先進的な  
自治体と、近畿2府5県の地域の社会保障推進協  
議会が報告し、質疑応答で深めました。

最後に、中央社保協の山口事務局長から「安倍  
政権の社会保障解体に反撃する大運動」の行動提  
起がありました。

(埼玉県労働組合連合会事務局次長 舟橋 初恵)

### 埼玉高齢者大会

日時 10月31日(水)  
10:00開場 10:30開会 16:00閉会  
場所 埼玉会館 参加費1000円

午前:全大会10:30~12:30(小ホール)  
記念講演 「安倍政権と日本のマスコミ」(仮題)  
望月 衣塑子(いそこ)さん(東京新聞記者)  
午後:分科会14:00~16:00(小ホール・会議室)  
「歌声企画」「憲法カフェ」「学習講座①、②」  
詳細は実行委員会へお問い合わせ下さい。

埼玉県高齢者大会実行委員会  
TEL048-296-5408(医療生協さいたま内)

11月11日は、「いい介護の日」  
**介護・認知症** **無料**  
なんでも**電話相談**

TEL0120-110-458

日時 11月11日(日)10時~18時

お気軽にお電話下さい

### 県政要求共同行動

日時 11月9日(金)10時~合同決起集会  
午後は県政全般と社会保障分野に分かれて  
県との懇談  
会場 埼玉会館/午前の集会と午後の社会保障分野  
の会場はラウンジ。午後の県政全般の会場は  
4A会議室です。

### 第32回日本高齢者大会 in 熱海

日程:2018年11月25日(日)13時30分~  
11月26日(月)12時

会場:ニューフジヤホテル/ホテル大野屋 他  
全体会記念講演

「揺れ動く世界経済と日本の行く末」  
同志社大学大学院教授 浜 矩子さん

参加費:1日2500円 2日間5000円

宿泊費:13000円

※詳細についてはお問い合わせ下さい。

主催:第32回日本高齢者大会in熱海中央実行委員会  
東京都中野区 TEL/FAX 03-3384-6654

### 第27回埼玉社保協総会

日時 12月22日(土)  
10:00~16:30(予定)

場所 埼玉会館3C会議室

記念講演、お弁当のご注文などの詳細は後日、  
各組織へチラシ(お申込書)をお送りします。